

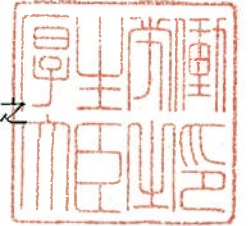
厚生労働省発基安1213第2号

令和3年12月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 後藤 茂之



別紙「労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

労働安全衛生規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令案要綱

第一 労働安全衛生規則の一部改正

一 面接指導の対象となる医師の要件等

1 労働安全衛生法第六十六条の八第一項の面接指導の対象となる労働者の要件は、当分の間、労働安全衛生規則第五十二条の二第一項に定めるもののほか、労働基準法施行規則の一部を改正する省令による改正後の労働基準法施行規則（以下「新労基則」という。）に規定する特定医師であつて、一箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させる時間が百時間以上となることが見込まれる者（以下「面接指導対象医師」という。）のうち、新労基則に規定する管理者（以下「管理者」という。）が新労基則に規定する面接指導を行い、かつ、労働安全衛生法第六十六条の八第二項ただし書の書面の提出があつた者以外の者であるものとする。

2 面接指導対象医師に該当するかどうかの判断は、毎月一回以上、一定の期日を定めて行わなければならないものとする。

3 面接指導対象医師について、事業者が管理者に新労基則に規定する面接指導を行わせる場合においては、労働安全衛生規則第五十二条の二第三項、第五十二条の三及び第五十二条の四の規定は、適用しないものとする。

二 面接指導対象医師が受けた面接指導の証明

面接指導対象医師に対する面接指導に係る労働安全衛生法第六十六条の八第二項ただし書の書面は、労働安全衛生規則第五十二条の五各号に掲げるもののほか、当該面接指導対象医師の睡眠の状況を記載したものでなければならぬものとする。

三 面接指導対象医師に対する面接指導結果の記録の作成

面接指導対象医師に対する労働安全衛生法第六十六条の八第一項に規定する面接指導（同条第二項ただし書の場合において当該面接指導対象医師が受けたものを含む。）の結果の記録は、二に規定する事項を記載したものでなければならぬものとする。

第二 厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正

事業者が行う書面の保存及び作成に代えて、電磁的記録による保存及び作成とすることができる対象に、第一の三の記録を追加するものとする。

第三 施行期日

この省令は、令和六年四月一日から施行すること。